



+

公 示 送 達 書

令和8年9月25日

下記の書類は、当坂井市役所上下水道課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

坂井市長 池 田 禎 孝



送達をうける
べき者の氏名

(住所) 福井県坂井市三国町安島第64号1番地51

(氏 名) 佐藤 友紀

送達する書類
の名称

上下水道料金督促納付書 (令和7年10月～令和8年6月使用分)

上下水道料金納付書 (令和8年5月～6月使用分)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。